

古代くん情報局

王塚装飾古墳館のマスコットキャラクター 古代くん

年金

住民課
住民年金係

「年金時効特例法」が施行されました

○時効消滅分も給付へ

平成19年7月6日の「年金時効特例法」の施行に伴い、年金記録の訂正による年金の増額は、5年間の時効により消滅した分を含めて、ご本人、または遺族の方へ全額をお支払いすることができるようになりました。

対象となるのは、時効消滅により受け取ることができなかった年金の増額分などがある、次の方々です。

すでに年金の記録が訂正されている方

- ① 年金記録の訂正により、年金が増えた方
- ② 年金記録の訂正により、年金の受給資格が確認され、新たに年金をお支払いすることとなった方
- ③ ①や②に該当する方が亡くなられている場合に

は、そのご遺族の方

今後、年金記録が訂正される方

④ 今後、年金記録が訂正された結果、右記①～③と同様に年金額が増える方

○必要な手続きは？

年金受給開始後、すでに年金記録が訂正されている方

社会保険庁から、あらかじめ必要な事項を印刷した用紙を平成19年9月より順次発送いたします。

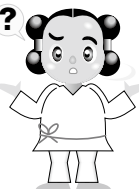
また、今すぐに手続きして頂くこともできます。その場合には、直方社会保険事務所

(☎0949・22・0891) に具体的な手続きをお問合わせください。

今後、年金記録が訂正される方

記録訂正の手続き以外に、特別な手続きは必要ありません。自動的に5年経過した分の年金額もお支払いします。問合先 直方社会保険事務所 (☎0949・22・0891) か、社会保険庁ホームページ (<http://www.sia.go.jp/>) へ。

古代くんの「年金時効特例法」ってナンナノサー



今年になって、約5千万件の年金記録が誰のものかわからなくなっていたり、多くの加入記録漏れがあったりと、連日のように年金問題が騒がれています。

年金の記録は、氏名、生年月日、年金手帳の記号番号の3つが揃って初めて一人の記録に結びつくのです。転職を繰り返したり、結婚して姓が変わったりした方は、加入記録漏れの可能性があります。

今年の6月30日「年金時効特例法」が成立しました。これ

により年金の時効がなくなりました。

たとえば、過去の年金記録が新たに確認されて、年金の支給額が増えた場合、今までは、遡って差額を受け取る期限が5年前までになっていたのが、5年以上前の分まで受け取れるようになりました。

また、時効が適用され本来の支給額との差額を受け取れなかった人たちも追加でもらえることになりました。

具体例

60歳から年金を受給していた方で、71歳で追加すべき年金記録が見つかった場合

